

個人住民税の減免制度

特別な事情により納税が困難な方は、個人住民税の減免（税額を減額・免除すること）を受けられる場合があります。なお、提出期限後や納付後の申請は対象になりませんので、ご注意ください。

▼減免の主な対象

①納期のある月に雇用保険法に基づく基本手当を受給されている方で前年中の総所得金額等が2百10万円以下の場合

②1月2日以降に死亡した方の個人住民税で前年中の総所得金額等が2百10万円（同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合は、その同一生計配偶者及び扶養親族の数×基礎控除額＋2百10万円）以下の場合

③納期のある月に長期療養（6か月以上）を要する方で前年中の総所得金額等が2百10万円以下の場合

④1月1日現在、勤労学生の方（合計所得金額が75万円以下かつ給与所得以外の所得が10万円以下の場合）

▼提出書類 申請書、納税通知書、減免を受けようとする事由を証明する書類

▼提出期限 納期限まで

▼問合せ 税務課課税グループ
☎28・2434

とよま健康マイレージに参加しよう

今年度も6月から「とよま健康マイレージ」事業が始まります。今月号の広報と同時に配布している「チャレンジシート」を使って、マイレージ（ポイント）をためる健康づくりに取り組んでみましょう。

30ポイント以上たまった方は、「あい健康づくり応援カード」MyCa（まいか）と交換できます。先着200名には景品もプレゼントします。

▼とよま健康マイレージ実施期間

6月1日（土）～令和7年1月31日（金）

▼まいか交換期間 7月1日（月）～令和7年1月31日（金）

▼まいか交換場所 保健センター

▼まいか交換方法 チャレンジシートを保健センターに持参してください

▼問合せ 保健センター
☎28・3150



教科書展示会を開催 ～県内29か所の会場～

義務教育で使用されている教科書は、通常では4年ごとの採択替えを行うことが法律で定められています。学習指導要領が改訂された際には採択替えが行われます。中学校においては、本年度採択替えが行われ、令和7年度から新しい教科書が使用されます。小学校においては、令和5年度に採択替えが行われたため、令和6年度と同じ教科書が使用されます。

県教育委員会では、県民の皆様の教科書に対する理解や関心を深めていただくために、6月4日（火）から28日（金）まで県内29か所の教科書センターで教科書展示会を開催します。

なお、障がいのある児童生徒のための教科書や一般図書については、愛知県総合教育センターをはじめ、県内12か所で展示しています。また、展示会場には投書箱を用意しますので、教科書に対するご意見やご要望をお寄せください。

▼開館時間

原則午前9時～午後4時（開館時間、休館日等は、それぞれの施設の規定による）

▼会場等

愛知県教育委員会義務教育課のホームページに掲載

▼問合せ



愛知県教育委員会義務教育課
☎052・954・6799

寄附御礼

わいわいキッズパーク（若宮児童遊園）への遊具寄附
寄附者 匿名

